

令和 5 年度 第 5 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 5 年 8 月 2 5 日（金） 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 2 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	×
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	欠 員	×	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆（最適化推進委員）	○		舩 田 晃（最適化推進委員）	×
	山 崎 富 康（最適化推進委員）	○		砂 川 進（最適化推進委員）	○
	小 島 雄 一（最適化推進委員）	○		滑 川 浩（最適化推進委員）	○
	内 藤 玉 江（最適化推進委員）	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	諸報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 6	報告第 1 号 農地の賃借料情報提供について
日程第 7	報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
日程第 8	報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について
日程第 9	報告第 4 号 農地改良等に係る届出書について

会 議 の 件 名	議 事 録
1. 開 会	後藤事務局長が開会を告げる。午後1時25分 【あいさつ】 ◎事務局長 皆さんこんにちは。ただいまより令和5年度第5回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、先月の農業委員会総会終了後の暑気払いにつきまして大変有意義な交流ができたと思います。ありがとうございました。 また、残暑厳しい中、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。 葛西用水路土地改良区より大落古利根堰の開放が9月8日と連絡が入っております。残暑厳しい中これから収穫に向けて作業されると思いますが、くれぐれもお体にお気を付けください。 最後にお手元に配布してあります農業経営基盤強化促進法の基本構想について、総会の最後に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは山崎会長ご挨拶をお願いいたします。 ◎会長 改めまして皆さんこんにちは。 大変暑い中、総会へ参加していただきありがとうございます。 先月の総会後の暑気払いお疲れさまでした。和やかに時間を過ごすことができました。ありがとうございました。 また、過日8月21日松伏町総合振興計画審議会及び松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に出席し、将来の松伏町について審議してきました。 9月4日～10月3日まで松伏町ではパブリックコメントを行っています。意見等があればお願いいたします。 それでは、慎重審議よろしくお願いいたします。 これより開会いたします。 ◎事務局長 ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
日程第1	【開会の宣言】 ◎議長 ただいまから、令和5年度第5回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員12名、最適化推進委員6名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。
日程第2	【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。 本日、8番 鈴木洋子委員が欠席のため、 9番 柴田 光善 委員

なお、売買金額は○筆合計で○○万円です。1反当りの金額は約○○万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は全部で○○○○○㎡、そのうち田んぼが○○○○○㎡、畑が○○○○○㎡です。

おもな作付作物は水稻、キュウリ、ナス、トマト、ネギです。

農機具の所有状況は、トラクター4台、コンバイン2台、田植機2台、乾燥機4台、農業用車両4台を保有しています。

譲受人の農作業暦は○○年です。また、通作距離は○kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間○○○日です。○○○○の○さんが年間○○○日、○○○○の○○さんが年間○○○日です。世帯合計で○○○日です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は○○○○○㎡になります。

周辺地域との関係については水稻、キュウリ、ナス、トマト、ネギ等の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡野委員

8月18日、金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それでは、藤江委員の復席を許可します。

(藤江委員復席)

◎議長

次にNo.2について、事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は2ページです。

説明に入る前に相続財産管理人について説明させていただきます。

簡単に言うと相続人の代わりに財産を管理する人のことを指します。

また、どういった場合に管理人が設定されるかというところと2つの場合があります。

1 相続人がいない場合（相続人が不明含む）

2 相続人全員が相続放棄を選択した場合。

今回は相続人全員が相続放棄した場合になります。

家庭裁判所は債権者の申し立てにより相続財産管理人を選任し、相続財産管理人は被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどとして清算を行います。

それでは説明に入らせていただきます。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇相続財産管理人〇〇〇〇さん、職業は〇〇〇〇の方です。

申請地の地目は共に○です。○筆合計で○○○○㎡です。譲渡理由は、
譲渡人は債権整理によるもので、譲受人は経営拡大です。

なお、売買金額は○筆合計で○○万○千円です。1反当りの金額は約○千円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は長ネギ、ナス、オクラです。

農機具の所有状況はトラクター1台、耕運機1台を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年です。また、通作距離は〇〇kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については長ネギ、ナス、オクラ等の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎柴田委員

８月２２日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

譲受人の方について、こういった方なのか皆さんに説明してもらって

日程第 4	いですか。 ◎事務局 譲受人の〇〇さんは〇〇〇〇〇で農業をやられてました。その後、独立をして〇〇〇〇で畑をやられている方になります。所有農地はなく、すべて農地を借りて経営されています。今回、申請地隣接地を耕作しており、経営を拡大したいとのことで申請されています。 ◎議長 高橋会長代理宅の近くも耕作されていますがどうですか。 ◎高橋会長代理 朝早く来て作業をしているの見たことがある。現在はネギを作付けしているが、草が生えている状態ではある。現状としては手が回っていないのかと思われる。 ◎柴田委員 機械で管理できる幅でネギが植えられている。ネギの前はナス、オクラをやっていた。その時は朝早くから収穫をしていた。ネギは売り物にはならないのではないと思う。 今回の申請地は管理されておらず、前面に用水が流れています。土〇〇〇〇で毎年草刈りをしており用水の清掃に困っている。申請地が耕作地として管理されるようになるのは〇〇〇〇としては期待したい。 ◎議長 経営地について更なる管理をするようお伝えしていただきたい。 ◎議長 それでは、質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数であります。 よって、本案は許可されました。 【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 No.1 について、事務局説明願います。 ◎事務局 案内図は 3 ページです。資料の土地利用計画図は 1 ページをご参照ください。 この案件については、今年の 4 月に除外の申請があり、5 月の総会で意見を出していただきましたが、この申請地が青地でないことが判明したため、すぐに取り下げ今回農転申請されたものです。 それでは説明させていただきます。 申請地は〇〇〇〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇〇㎡です。
--------------	--

日程第 5	【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 5 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 No.1 について、事務局説明願います。 ◎事務局 案内図は 3 ページです。土地利用計画図は 2 ページになります。 申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は〇、面積は〇.〇〇㎡です。 譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 転用目的は〇〇〇〇ですが、こちらの申請地は現況としてすでに〇〇〇〇への〇〇〇〇がされております。 今回の申請前には追認できるか春日部農林振興センターと事前協議を行いました。が、進入路が航空写真で確認できないとのことで追認できなかつた。されましたが、接道要件を満たしていないことは将来にわたり困ってしまうことなので、〇〇〇〇を提出していただければ〇〇〇〇で対応できるとのことで、今回申請されました。 〇〇〇〇については土地所有者の〇〇〇〇さんより提出されております。 内容については〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の〇〇〇〇への〇〇〇〇として利用してきました。今回調査をしたところ、〇〇〇〇になっていないことが判明しました。〇〇〇〇を行ってしまったことについては申し訳ございませんでした。 現在、建築基準法の接道要件を満たすことができておりません。現在、将来にわたり当該地の〇〇〇〇が必要なため、それを斟酌していただいて、農地法の許可をお願いいたします。 農地法の申請は今後所有権を取得する〇〇〇〇〇の〇〇〇〇が行います。 とのことで〇〇〇〇が提出されています。 また、転用理由については、今回の申請地は農地法の許可が必要なことがわかりました。 申請地においては〇〇〇〇への〇〇〇〇として利用しており、〇〇〇〇のとおり、〇〇〇〇してしまいました。現在、建築基準法の接道要件を満たすことができていません。現在、将来にわたり当該地の〇〇〇〇が必要なため、許可申請を行いますので、承認・許可をお願いいたします。 以上の理由で申請されました。 なお、すでに〇〇〇〇された〇〇〇〇のため工事費等はありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎岡野委員 8 月 1 8 日金曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。
--------------	--

日程第 6	以上、ご審議よろしく申し上げます。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎柴田委員 〇〇〇ー〇はセットバックするのか。 ◎事務局 まちづくり整備課に寄付採納の手続きがされており、公衆用道路になる予定です。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。 【報告第 1 号 農地の賃借料情報提供について】 ◎議長 続いて、日程 6 報告第 1 号について事務局報告願います。 ◎事務局 松伏町賃借料情報資料について、説明させていただきます。 毎年 8 月に、1 月～1 2 月までの間に賃借された田んぼと畑について集計し、平均額、最高額、最低額を算出しております。 令和 4 年は田んぼについて平均額 4,569 円、最高額は 6,000 円、最低額は 4,500 円、件数は 209 件です。物納が 89%を占めており内訳としては 30kg が 100%でした。金納については 11%となっております。 畑について平均額 8,250 円、最高額は 10,000 円、最低額は 3,000 円、件数は 4 件です。物納は無くすべて金納になっております。 なお、賃借料を物納で設定されている場合、農協の買取価格で換算しています。令和 4 年産コシヒカリ 2 等米で計算をしたものです。 町の HP、農委だよりなどで情報提供していきたいと思います。 説明については以上です。 日程第 7 【報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程 7 報告第 2 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、相続の届出がありましたのでご報告させていただきます。
--------------	--

日程第 8	【報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程 8 報告第 3 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。
日程第 9	【報告第 4 号 農地改良等に係る届出について】 ◎議長 続いて、日程 9 報告第 4 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、農地改良等に係る届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎事務局 ・基本構想について ・来月の総会の日時について ・四市町農政研究会の合同研修会について ◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。 ◎高橋会長代理 長時間に渡りご審議ありがとうございました。農業機械を使つての農作業はくれぐれもご注意ください。注意一秒、怪我一生ですのでお願いいたします。 本日はお疲れ様でした。